

令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

令和6年3月26日
砥部町告示第87号

(趣旨)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年国官会第2317号)に基づき、砥部町の区域内に存する木造住宅の耐震診断、耐震改修に要する経費に対し、砥部町が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震診断事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱(平成16年7月制定)に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱(平成26年7月制定)に基づき登録された事業者をいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき、木造住宅耐震診断事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書(改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算見積書を含む。)の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事(補強工事を含む。)で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (6) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書(工事状況、写真及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。)の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
- (7) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。)で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 砥部町内の既存木造住宅の所有者（当該所有者と親子関係にある者、共有の場合にあつては共有者全員の同意を得た者、その他当該既存木造住宅に関係がある者として町長が特に認める者を含む。以下同じ。）であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行う町内の既存木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 耐震診断にあつては、耐震診断結果について愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けたもの。
- (2) 耐震改修設計にあつては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」という。）が 1.0 未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき診断した結果、改修後の総合評点が 1.0 以上となるものであつて、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
- (3) 耐震改修工事にあつては、この告示の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次に掲げるもの。

ア 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき診断した結果、改修後の総合評点が 1.0 以上となるものであつて、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。

イ 木造住宅耐震診断事務所により耐震改修工事監理がされるもの。

ウ リフォーム瑕疵保険に加入されたもの。

エ 耐震工事を行った後も居住の用に供されるもの。

- (4) 耐震改修工事監理にあつては、この告示の規定に基づいて行う既存木造住宅の耐震改修工事に係るもの。
- (5) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。
ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）と

する。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が行う耐震改修工事のうち、耐震補強に明らかに関係しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 耐震診断に係る補助金の額は、耐震診断に係る補助対象経費（評価に要する費用を含む）の3分の2以内とし、4万円を限度とする。

- 2 耐震改修設計に係る補助金の額は、耐震改修設計に係る補助対象経費（評価に要する費用を含む）の3分の2以内とし、20万円を限度とする。
- 3 耐震改修工事に係る補助金の額は、耐震改修工事に係る補助対象経費の5分の4以内の額とし、100万円を限度とする。
- 4 耐震改修工事監理に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、2万円を限度とする。
- 5 前各項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、次の各号に応じた書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に耐震診断を含む場合 砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書（様式第1－1号）
 - ア 附近見取図、配置図等（現況を示したもの）
 - イ 耐震診断見積内訳書
 - ウ 耐震改修設計見積内訳書（耐震改修設計を含む場合）
 - エ 占有者等の同意書（様式第1－3号）（所有者と占有者が異なる場合）
 - オ 町税を滞納していないことを証する書類
 - カ その他町長が必要と認める書類
- (2) 補助対象事業に耐震診断を含まない場合 砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書（様式第1－2号）
 - ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）
 - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）
 - ウ 耐震改修設計見積内訳書
 - エ 占有者等の同意書（様式第1－3号）（所有者と占有者が異なる場合）
 - オ 町税を滞納していないことを証する書類
 - カ その他町長が必要と認める書類

(補助対象事業の内定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、補助

対象事業として内定するときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金内定通知書（様式第2号）により、内定しないときは砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込却下通知書（様式第3号）により前条の補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の内定を行うにあたり、必要な条件を付することができる。

（補助内定事業の変更等申請）

第9条 前条第1項の規定により内定の通知を受けた補助事業者（以下「補助内定事業者」という。）は、当該内定を受けた補助対象事業（以下「補助内定事業」という。）について、内容を変更し、又は取止めようとするときは、あらかじめ砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更等申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等承認通知書（様式第5号）により補助内定通知者に通知するものとする。

（内定の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内定の全部又は一部を取消することができる。

（1） 補助内定事業者が前条第2項の承認を受けずに補助内定事業の内容を変更し、又は取止めしたとき。

（2） 評価委員会による評価を受けた耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であることが明らかになり、第4条第2号及び第3号に規定する補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業内定取消通知書（様式第6号）により補助内定事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 補助内定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断（耐震診断を含まない場合は耐震改修設計）の完了後、第4条第3号に規定する補助対象事業（以下「耐震改修工事等」という。）の事業着手までに、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第7号）に、申請に係る事業に応じて、次に掲げる書類を添えて町長に提出し、交付決定を受けなければならない。

（1） 耐震診断に係る次の書類

ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）

（2） 耐震改修設計に係る書類。（前号の書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。）

ア 耐震改修計画書

イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

エ 耐震改修設計図書（写し）

オ 耐震改修設計委託契約書（写し）

カ 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

キ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）

(3) 耐震改修工事に係る書類。（第1号又は第2号の書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。）

ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）

ウ 耐震改修計画書

エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

オ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

カ 耐震改修設計図書（写し）

キ 耐震改修工事費見積内訳書

ク 占有者等の同意書（様式第1－3号）

ケ 町税を滞納していないことを証する書類

コ 耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）

(4) 第4条第3号に併せて行なう耐震改修工事監理に係る次の書類

ア 耐震改修工事監理見積書

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助内定事業者は、補助金の受領を耐震改修設計若しくは耐震改修工事監理を行った木造住宅耐震診断事務所又は、耐震改修工事を行った耐震改修工事業者に委任することができる。この場合において、補助内定事業者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第8号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 町長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助内定事業者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定を行うにあたり、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更交付申請）

第13条 交付決定を受けた補助内定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更交付申請書（様式第10号）に、第11条に定める必要な書類を添えて町長に申請し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、変更に係る交付決定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。

(交付申請の取下げ)

第 14 条 交付決定事業者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請取下届出書(様式第 11 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第 15 条 交付決定事業者は、交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ砥部町木造住宅耐震改修事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第 12 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第 16 条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに砥部町木造住宅耐震改修事業完了報告書(様式第 13 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。この場合において、第 11 条又は第 13 条の規定により提出している書類に変更がないときは、重複する書類に限り提出を省略することができる。

(1) 耐震診断に係る次の書類

- ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
- イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
- ウ 耐震診断代金領収書(写し)

(2) 耐震改修設計に係る書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
- エ 耐震改修設計図書(写し)
- オ 耐震改修設計請負契約書(写し)
- カ 耐震改修設計代金領収書(写し)

(3) 耐震改修工事に係る書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
- ウ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
- エ 耐震改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)
- オ 耐震改修工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
- カ 完了時における報告書(様式第 14 号)
- キ 耐震改修工事請負契約書(写し)

ク 耐震改修工事代金領収書（写し）

ケ リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）

（４） 耐震改修工事監理に係る書類

ア 耐震改修工事監理請負契約書（写し）

イ 耐震改修工事監理代金領収書（写し）

（５） 前４号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- ２ 交付決定事業者が、補助金の受領を木造住宅耐震診断事務所又は耐震改修工事業者に委任する場合は、前項（２）カ、（３）ク（４）イに替えて、耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理に係る請求書（写し）及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。

（検査等）

第 17 条 町長は、必要があると認めるときは、職員に書類を検査させ、又は事業の執行について、現地を検査させることができる。

（完了予定期日変更）

第 18 条 交付決定事業者は、交付決定を受けた完了期日内に、事業を完了することが出来ないときは、町長が別に定める期日までに、砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日変更申請書（様式第 15 号）を町長に提出し承認を受けなければならない。

- ２ 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日変更承認通知書（様式第 16 号）により通知するものとする。

- ３ 町長は、承認に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付請求及び交付）

第 19 条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第 17－１号）により町長に補助金を請求するものとする。

- ２ 交付決定事業者（第 11 条第 2 項の届出を行った者に限る。）が、前項の補助金の交付請求をするにあたり、その補助金の受領を木造住宅耐震診断事務所又は耐震改修工事業者に委任する場合は、前項の耐震改修事業補助金交付請求書に、補助金の代理受領に係る委任状（様式第 17－２号）を添付しなければならない。

- ３ 町長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

- ４ 前項の補助金の交付完了後、第 2 項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付完了通知書（様式第 18 号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 20 条 町長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 第 10 条による承認を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書（様式第 19 号）により当該交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 21 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第 22 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理に係る補助金は、交付しない。

- (1) 過去にこの告示に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅（補助対象事業の異なるものを除く。）
- (2) 耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

（調査等）

第 23 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第 25 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書

令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

申 込 区 分 (※複数選択可) (※耐震診断実施済の場合は第1-2号様式)	☐ 耐震診断 ☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事監理		
住 宅 の 概 要	建物所在地		
	規 模	建て方 ☐ 平屋建 ☐ 2階建	
		延べ面積 m ²	
	用 途	住宅以外の用途を、 ☐ 含む (m ²) ☐ 含まない (用途:)	
	建築年月	年 月	
完 了 予 定 日	年 月 日 (申込区分のうち、最終の完了予定日を記載してください。)		
申込事業に係る 見 積 額 (税抜き)	円 (耐震診断+耐震改修設計費用) (※)		
添 付 図 書	☐ 附近見取図、配置図等 ☐ 見積書(診断・設計) ☐ 占有者等の同意書(占有者等と所有者が異なる場合に限り) <u>下記の課税状況調査の同意書に署名しない場合にあっては次の書類を添付。</u> ☐ 登記簿謄本又は確認通知書の写し ☐ 町税を滞納していないことを証する書類		

(※) 耐震診断、耐震改修設計等以外の見積書は、工事着手前の交付申請の際に提出してください。

同意書	
私に代わって砥部町建設課長が指定する者が、町税等の収納状況並びに住宅の所有者及び建築年月日について調査することに同意します。	
氏名 (署名又は記名・押印)	

受付チェック欄

規 模 要 件		建築年月日	添 付 書 類	受 付 印
建て方	用 途			
☐ 良 ☐ 否	☐ 良 ☐ 否	☐ 良 ☐ 否	☐ 良 ☐ 否	

様式第 1－2 号（第 7 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書

令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

申 込 区 分 (※複数選択可) (※耐震診断未実施の場合は第 1-1 号様式)	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事監理
建物所在地	
耐震診断受診年度	年度
耐震診断評価番号	
事業着手予定年月日	年 月 日(申込区分のうち、最も早い着手予定日)
事業完了予定年月日	年 月 日(申込区分のうち、最終の完了予定日)
申込事業に係る 見 積 額 (税抜き)	円 (※)
添 付 図 書	☐ 耐震診断結果報告書 (写し) ☐ 耐震診断結果報告書評価書 (写し) (総合評価を受けない場合) ☐ 見積書(設計) ☐ 占有者等の同意書 (占有者等と所有者が異なる場合に限り) <u>下記の課税状況調査の同意書に署名しない場合にあっては次の書類を添付。</u> ☐ 町税を滞納していないことを証する書類

(※) 耐震改修器以外の見積書は、工事着手前の交付申請の際に提出してください。

同意書
私に代わって砥部町建設課長が指定する者が、町税等の収納状況並びに住宅の所有者及び建築年月日について調査することに同意します。
氏名 (署名又は記名・押印)

様式第1-3号(第7条、第11条関係)

同意書

		耐震改修設計
建物所有者	が、次の建築物の	耐震改修工事
		耐震改修工事監理

を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

(該当するものに○をつけて下さい。)

建築物所在地

年 月 日

建物占有者 住所

氏名

(署名又は記名・押印)

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業補助金内定通知書

令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱第8条の規定により申込みのありました補助事業について、下記のとおり補助の内定を通知します。

なお、補助事業の変更又は取止めがあった場合は、速やかに砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等申請書（第4号様式）を町長に提出してください。

また、耐震診断或いは耐震改修設計実施後、耐震改修工事の契約及び工事に着手する前に、下記の内定事業に対する補助金交付申請の手続きが別途必要となりますので予めご承知おきください。

記

受付番号・年月日	第 号 年 月 日
内 定 事 業	☐ 耐震診断 ☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事監理
申 込 者 名	
補助対象住宅の 所在地	
内定の条件	(1) 令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱を遵守すること (2) <u>耐震改修工事の契約及び工事着手については、交付申請を改めて行い、「補助金交付決定通知書」を受領した後に行うこと</u> (3) 本内容については、内定事業を受託する木造住宅耐震診断事務所又は工事業者に伝えること

様式第 3 号（第 8 条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込却下通知書

年 月 日付け砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書による補助金の申込み
については、下記の理由により却下することに決定しましたので、令和 6 年度砥部町木造住宅耐震
改修事業等補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により内定を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金について、下記のとおり事業内容の変更（中止）をしたいので、令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

様式第 5 号（第 9 条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等承認通知書

年 月 日付けの砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等申請書については、下記
のとおり承認しましたので、令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項
の規定により通知します。

記

1 変更前の内容

2 変更後の内容

3 変更等の日付 年 月 日

様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業内定取消通知書

年 月 日付け 第 号で内定通知をした砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記のとおり内定の取り消しをしたので、令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 内定事業区分

2 取消理由

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助申請区分	☐耐震診断☐耐震改修設計 ☐耐震改修工事☐耐震改修工事監理		
建物所在地			
改修耐震診断年度	年度		
改修耐震診断評価番号			
事業完了予定年月日	年 月 日(申請区分のうち、最終の完了予定日)		
	事業費(税抜) (予定)	補助限度額	補助金交付 申請額(予定)
耐 震 診 断 費	円	限度額 40 千円	千円
耐震改修設計費	円	限度額 200 千円	千円
耐震改修工事監理費	円	限度額 20 千円	千円
耐震改修工事費	円	限度額 1,000 千円	千円
合 計	円	限度額 1,260 千円	千円

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
(署名又は記名・押印)
電話番号

代理受領予定届出書

私は、砥部町木造住宅耐震改修事業の実施にあたり、補助金の受領を下記の事業者委任する
予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

様式第 9 号（第12条、第13条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第12条第 1 項の規定により通知します。

記

補助申請区分	☐ 耐震診断 ☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事監理	
建物所在地		
改修耐震診断年度	年度	
改修耐震診断評価番号		
事業完了予定年月日	年 月 日	
	補助限度額	補助金交付 決定額
耐 震 診 断 費	限度額 40 千円	千円
耐震改修設計費	限度額 200 千円	千円
耐震改修工事監理費	限度額 20 千円	千円
耐震改修工事費	限度額 1,000 千円	千円
合 計	限度額 1,260 千円	千円
交付の条件 (1) 令和 6 年度砥部町木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱を遵守してください。 (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。 (3) この補助金については、砥部町職員が調査し、又は監査委員が監査することがあります。		

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金について、内容を下記のとおり変更したいので、令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

1 変更後の内容

補助申請区分	☐ 耐震診断 ☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事監理		
建物所在地			
改修耐震診断年度	年度		
改修耐震診断評価番号			
事業完了予定年月日	年 月 日(申請区分のうち、最終の完了予定日)		
	事業費(税抜) (変更後)	補助限度額	補助金交付 申請額(変更)
耐 震 診 断 費	円	限度額 40 千円	千円
耐震改修設計費	円	限度額 200 千円	千円
耐震改修工事監理費	円	限度額 20 千円	千円
耐震改修工事費	円	限度額 1,000 千円	千円
合 計	円	限度額 1,260 千円	千円

2 変更理由

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け、第 号により交付決定の通知を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金の交付申請の取下げについて、令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第14条の規定により届出をします。

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、第 号により交付決定の通知を受けた事業について、
令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）年月日

年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金について、補助事業が完了したので、令和6年度砥部町木造住宅耐震事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象区分

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 耐震診断 | ☐ 耐震改修設計 |
| ☐ 耐震改修工事 | ☐ 耐震改修工事監理 |

2 実 績 額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添 付 書 類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）…診断
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）…診断
- (3) 耐震改修計画書…設計、工事、監理
- (4) 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）…設計
- (5) 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）…設計
- (6) 耐震改修設計図書（写し）…設計
- (7) 耐震改修工事費見積内訳書…設計
- (8) 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）…工事
- (9) 工事写真（工事内容が確認できるもの）…工事
- (10) 完了時における報告書…工事/監理
- (11) 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）…工事/監理
- (12) 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）…工事/監理
- (13) 請負契約書（写し）…全て
- (14) 代金領収書（写し）…全て
- (15) リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）…工事
- (16) その他市長が必要と認める書類…全て

※ 上記(14)について、代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、補助対象事業に係る請求書（写し）及び、当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。

完了時における報告書

申請者氏名			交付決定通知番号	
対象となる 家屋の所在地				
施 工 者 (耐震改修工事等業者)		会　社　名： 建設業許可番号： 担　当　者　氏　名： 担当者連絡先：		
確認日		年　　 月　　 日		立会人
手直し結果確認日		年　　 月　　 日		
措置項目	措 置 の 有 無	確 認 結 果・手直し指摘事項		手直し結果
地盤・基礎に関する措置	有 ・ 無			
建物上部構造に関する措置	有 ・ 無			
老朽度・その他に関する措置	有 ・ 無			
砥部町長 様 耐震改修工事での工事内容が適切であることを確認しました。 年 月 日 監理者氏名 (署名又は記名・押印) 上記の報告内容について確認しました。 年 月 日 申請者氏名 (署名又は記名・押印)				

砥部町長 様

砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日変更申請書

記

3 変更理由

様式第16号（第18条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日承認通知書

年 月 日付けの耐震改修事業完了予定期日変更申請書については、下記のとおり承認しましたので、令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

記

1 変更前の完了予定期日 年 月 日

2 変更後の完了予定期日 年 月 日

年 月 日

砥部町長 様

住 所
請求者 氏 名 ㊞
電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金について、令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象区分 ☐耐震診断 ☐耐震改修設計
☐耐震改修工事 ☐耐震改修工事監理

- 2 補助金請求額 金 円

- 3 振込先金融機関（※代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、記載不要）

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 氏 名
(署名又は記名・押印)
電話番号

補助金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け、 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金（金 円）に係る受領について、下記のとおり委任します。

記

受任者（補助対象事業を行った事業者）

住 所
事業者名
代表者名
(署名又は記名・押印)

上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座	
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第18号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金の交付手続きが完了しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助金受領委任先事業者

事 業 者
代表者名

様式第19号（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、 第 号で交付決定通知をした砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、令和6年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象区分

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付決定取消額 金 円

4 取消し理由